

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和4年6月2日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別紙）

令和 3 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が本年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和 50 年葉山町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項第 3 号中「第 15 条第 24 項第 1 号」を「第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同項第 4 号中「第 15 条第 24 項第 2 号」を「第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同項第 5 号中「第 15 条第 24 項第 3 号」を「第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同項第 6 号中「第 15 条第 25 項第 1 号」を「第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同項第 7 号中「第 15 条第 25 項第 2 号」を「第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同項第 8 号中「第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同項第 9 号中「第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同項第 10 号中「第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同項第 11 号中「第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同項第 12 号中「第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同項第 13 号中「第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同項第 14 号中「第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同項第 15 号中「第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同項第 16 号中「第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同項第 17 号中「第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同項第 18 号中「第 15 条第 30 項」を「第 15 条第 29 項」に改め、同項第 19 号中「第 15 条第 34 項」を「第 15 条第 33 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税等に関する経過措置）

2 この条例による改正後の葉山町税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

固定資産税及び都市計画税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法を引用している条例の規定を改めることとした。

3 施行期日

（ 1 ） この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

（ 2 ） 改正後の条例の規定は、令和 4 年度以後の固定資産税及び都市計画税に適用し、令和 3 年度以前の固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) (略) (3) 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (4) 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (5) 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (6) 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (7) 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (8) 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (9) 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (10) 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (11) 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) (略) (3) 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (4) 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (5) 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (6) 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (7) 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (8) 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (9) 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (10) 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1 (11) 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 2分の1</p>

改正後	改正前
(12) 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7	(12) 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
(13) 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7	(13) 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
(14) 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7	(14) 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7
(15) 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(15) 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(16) 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(16) 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(17) 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(17) 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(18) 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2	(18) 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2
(19) 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1	(19) 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1
(20) (略)	(20) (略)